

いじめ防止基本方針

都留市立宝小学校

宝小学校「学校いじめ防止基本方針」

いじめは、子どもの心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、子どもの人権に関わる重大な問題です。平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校では、すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等（いじめ防止・いじめの早期発見及びいじめへの迅速な誠意ある対処をいう。以下同じ）の総合的かつ効果的に推進するために「基本方針」を策定した。

○学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1. いじめ防止のための基本方針

（1）基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実をふまえ、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長を阻害され、その生命または、心身に危険を及ぼす恐れがある。そのため、すべての児童が、いじめの重大さを認識し、いじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に重大な悪影響を及ぼす許されない行為であることを理解できるようにする必要がある。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進めていく必要がある。学校全体でいじめの未然防止、早期発見の手立て、早期対応について基本的な認識や考え方を共通理解し、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努めなくてはならない。

（2）いじめの定義（「法」第2条より）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表現的・形式的にすることなく、いじめられた側に立つことが必要である。また、一教員が判断するのではなく組織的に対応し、判断する。

（平成17年までの「弱い者」「一方的」「継続的」「深刻」「攻撃」という言葉は削除されていることを全職員に周知徹底する。）

※基本的ないじめの実態

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅しの文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする。（けんかやふざけ合い）
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめに関する基本的認識

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。「いじめ問題」には、以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、解消後にも注視が必要である。
- ⑨ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む必要がある。

2. いじめ防止対策の組織

(1) 基本姿勢

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導に当たる。

(2)「宝小学校いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり教職員全員で共通理解を図り、「いじめ問題に対する意識について」機会あるごとに地域へ啓発していく。

①「宝小学校いじめ防止対策委員会」の構成員

- ・ 学校長 ・ 教頭 ・ 教務主任 ・ 各学年主任 ・ 生徒指導主事 ・ 養護教諭
- ・ スクールカウンセラー ・ 学校評議員（5名） ・ PTA会長

②いじめ対策委員会の役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いのある情報のあったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒からの事実関係の聴取、指導や支援体制及び対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる。

③「いじめ対策委員会」の開催時期と回数

- 6月と2月の年間2回の開催を基本とし問題発生時には緊急に開催することもある。

3. 未然防止・早期発見・対処の3局面におけるいじめ対応の具体化

	児童へ直接かかわる取り組み内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止	○いじめ認識の共有化 ○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育・情報モラル）	○自他のものを区別し、大切に扱う心の育成 ○障害のある児童生徒や性同一性障害など特に配慮が必要な児童への組織的な指導 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り

		<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル教育の充実 ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕的体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加 	
	いじめの 早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人である児童への声かけ ○個別懇談や生活アンケートによる情報収集 ○文具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追及 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意 	
いじめの 早期対応	暴力を伴う いじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聴き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の理解 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（警察、児童相談所等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	暴力を伴わない いじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聴き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の理解 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	行為がわかりにくい いじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聴き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○けんかやふざけ合いがいじめにつながることを意識させ、背後にあるかどうかの調査
	直接関係のない児童	<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに荷担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意思で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成 	

各家庭 (PTA) への啓発	○子どもに感心を持ち、寂しさやストレスに気づくことのできる家庭づくり (個別懇談・学年委員会・PTA教育講演会等の実施) ○子どものがんばりをしっかり認めて誉めること、いけない時にははっきりと叱ることのできる家庭づくり ○父親の子育てへの積極的参加
地域への啓発	○子ども達への積極的なあいさつと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校(保護者)への連絡等の依頼

(1) いじめ解消の定義について

◇行為がやんでいる状態が少なくとも3ヶ月続いていること

◇被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

を目安にし、対応が一時的なものにならないよう留意する。

また、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが、再発する可能性が十分にあることをふまえ、学校教職員は、被害児童及び加害児童について日常的に注意深く観察する必要がある。

(2) ネット上のいじめへの対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除などを迅速に対応しなければならない。犯罪、法律違反として、事案によっては、警察(法務局又は地方法務局)など専門的な機関とも連携して対応していくことが必要である。

4, 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

(不登校重大事態とし、**年間の欠席が30日程度以上**、連続した欠席の場合は状況により判断)

(法 28条①)

(2) 重大事態の報告

①学校は重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者や地方公共団体の長等に報告する。

②被害児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、学校の認識如何を問わず、重大事態発生としたものとして調査・報告等を行う。

(3) 重大事態の調査

設置者の指導・支援のもと 以下の通り対応する。

①重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。

②調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

③調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に客観的な事実関係を速やかに調査する。

④調査結果を学校の設置者及び地方公共団体の長等に報告する。

⑤いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。(法 28条②)

【説明時の注意点】

- 「いじめはなかった」などといった断定的な説明はしてはならない。また「学校に責任はない」旨の発言をしてはならない。
- 事案発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、学校の不適切な対応により被害児童生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は、詳細な調査結果を待たずして、速やかに被害児童・保護者に対応の不備について説明し、謝罪等を行うこと。
- 被害児童・保護者の心情を害する言動は、厳に慎むこと。
- 個人情報保護条例等に従い、関係者の個人情報には十分配慮すること。

⑥いじめをうけた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。

⑦「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

5. 教育委員会や関係諸機関との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告・相談し迅速に対応する。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、該当児童の安全確保を優先した対応をとる。

6. 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報はその都度適切に提供する。

7. 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

8. 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。

【年間計画】

1 学期

	アンケートの実施	対策委員会 (定例会)	学年(学級)・登校班等	児童会	保護者	教 師
4月			学年開き・学級集団づくり	縦割り班づくり	家庭訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針理解 ・組織づくり ・校内研修 ・道徳教育の推進 ・教育相談 ・SSWとの連携 ・研修等への参加
5月			校外学習の取り組み・グループづくり	児童総会	授業参観 学年委員会	
6月	実施	実施 (学校評議会)		縦割り班清掃 ロング集会	学年委員会	
7月	実施		長期休業指導 登校班会議		地区懇談会 (育成会)	

2 学期

	アンケートの実施	対策委員会 (定例会)	学年(学級)・登校班等	児童会	保護者	教 師
8月			生活の見直し			<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の推進 ・教育相談 ・SSWとの連携
9月	実施		運動会取組・集団活動	運動会取組 集団活動	運動会参観	
10月			校外学習の取り組み・グループづくり	各委員会集会		
11月	実施		七里まつりへの取り組み	縦割り活動 役員選挙	七里まつり 授業参観	
12月			長期休業指導 登校班会議		個別懇談会 保護者アンケート	

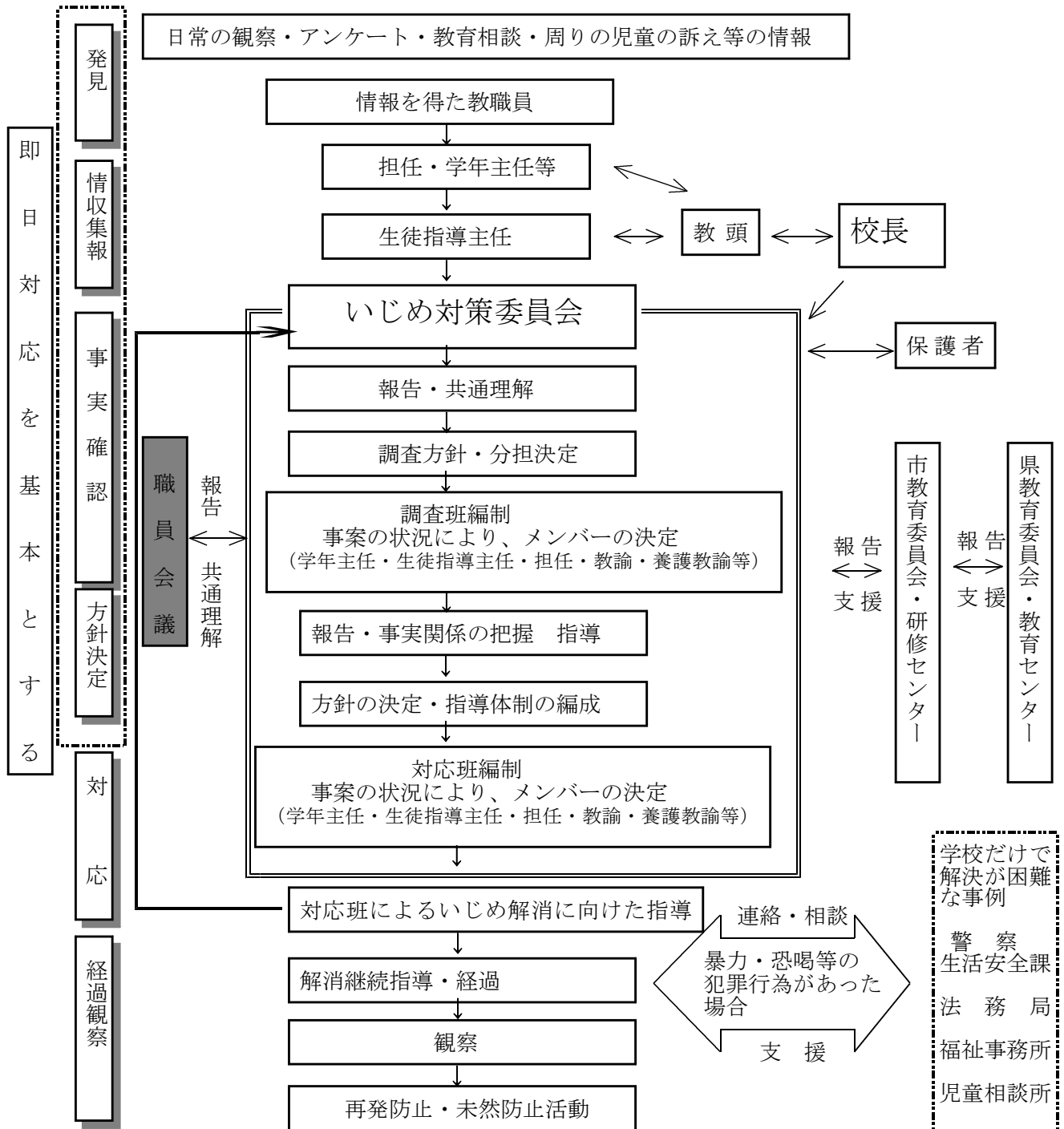
3 学期

	アンケートの実施	対策委員会 (定例会)	学年(学級)・登校班	児童会	保護者	教 師
1月	実施		生活の見直し	縦割り班遊び		<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の推進 ・教育相談 ・SSWとの連携
2月		実施	6年生を送る会への役割分担 ・取り組み	児童総会	授業参観 学年委員会	
3月	実施		登校班会議 年度末取組			

※アンケートは15日に実施することを原則とする。

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）

- ・教職員がいじめを認知した場合、一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。
- ・校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を経て、組織的に取り組む。



※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日の内に対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の認識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが大切である。

※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ・速やかに市教育委員会・教育事務所、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ・事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

平成31年3月25日一部改正

教師用チェック表

年

場面	内容	氏名	日時	解決	継続
朝の会	遅刻・欠席が増える				
	表情がさえず、うつむきになる。				
	始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ				
	健康観察の際、声が小さい。				
	たびたび体調不良を訴える。				
授業の開始時	忘れ物が多くなる。				
	用具・机・椅子等が散乱している。				
	一人だけ遅れて教室に入る。				
	涙を流した気配が感じられる。				
	周囲が何となくざわついている				
	席を替えられている。				
授業中	頭痛・腹痛を頻繁に訴える。				
	保健室によく行くようになる。				
	ひどいあだ名で呼ばれる。				
	グループ分けで孤立しがちである。				
	発言に笑いが起きる。				
	正しい答えを冷やかされる。				
	ノートなどの使い方が乱雑になる。				
	※不真面目な態度で授業を受ける。				
※ふざけた質問をする。					
休み時間	一人でいることが多い。				
	わけもなく廊下や階段を歩いている。				
	用もないのに職員室に来る。				
	遊びの中で孤立しがちである。				
	集中してボールを当てられる。				
	遊びの中で常に同じ役をしている。				
	プロレスごっこで負けることが多い。				
	※大声で歌を歌う。				
※仲良しでない者とトイレに行く。					
清掃時	食べ物にいたずらされる。				
	嫌われるメニューのときに多く盛られる。				
	その子どもが配膳すると嫌がられる。				
	グループ分けで孤立しがちである。				
	※好きなものを友人に譲る。				
	目の前にゴミを捨てられる。				
最後まで一人でする。					
放課後	衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている。				
	用事がないのに残っている。				
	顔に擦り傷や鼻血の後がある。				
	急いで一人で帰宅する。				
動作や表情	活気がなく、おどおどしている。				
	視線を合わさない。				
	寂しそうな暗い表情をする。				
	教師と話すとき不安な表情をする。				
	独り言を言ったり急に大声を出したりする。				
係活動など、急にやる気を失う。					
持ち物や服装	教科書にいたずらをされる。				
	持ち物・靴・かさなどを壊されたり隠されたりする。				
	持ち物や机などに落書きされたり、靴の後ろが残っていたりする。				
	忘れ物や宿題忘れが目立つようになる。				
刃物など危険なものを所持する。					

※は他者から強要されている可能性があるもの
 日常的に観察し、気になる児童がいた場合に氏名記入、報告
 月一度、児童アンケート確認時に提出

保護者各位

【家庭数】

都留市立宝小学校
校長 ○○○○

いじめ防止・発見のために（お知らせ）

初夏の候、皆様方におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、早いもので新年度も2か月が過ぎました。子どもたちは日々各教室で張り切って学習や生活に取り組んでいます。今年度も一人一人が健全に成長できるように学校、家庭で連携を図っていきたいと思います。

さて、いじめ防止には早急な対応が必要になってきます。そこで、本年度も例年にならない「宝小：家庭でわかるチェックポイント」を作成しました。各家庭に配布させていただきますのでお手元に置いておかれ、なにか気がつくことがある場合には、早めに担任に連絡をしていただきたいと思います。

「宝小：家庭でわかるチェックポイント」

衣類の汚れや破れが見られたり、よくケガをしたりしている。	
風呂に入ったり、裸になったりするのをいやがる。	
食欲がなくなったり、体重が減少したりする。	
教科書やノートを見せたがらない。	
学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。	
寝付きがわるかったり、夜眠れなかったりする日が続く。	
ボーっとしていることが増える。	
登校時刻になると身体の不調を訴える。	
「学校行事に来ないで」と言う。	
表情が暗くなったり、言葉数が少なくなったりする。	
イライラしたり、オドオドしたりして落ち着かなくなる。	
部屋に閉じこもることが増え、ため息をついたり涙を流したりしている。	
言葉使いが乱暴になり、親や兄弟姉妹に反抗したり、八つ当たりをしたりする。	
学校のことはなしたがらず、無理に聞こうとすると怒る。	
転校を口にしたたり、「学校をやめたい」などと言い出す。	
友人からの電話で、急な外出が増える。	
不審な電話や、いやがらせのメールが来る	
家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。	